

平成29年度第1回講演会「イスラーム食文化」開催

2017年7月1日、毎年恒例になっているイスラームの食文化を考える講演会を東京の飯倉にあるアラブ料理レストラン「アルディワン」で開催した。この講演会の特徴は、イスラームにおける食文化を実際の食事を味わいながら学ぶという趣旨で始められたものである。毎回イスラーム圏の料理を求めて都内のレストランを探すのだが、なかなか5～60人規模の受講者を収容するレストランがなく、今回もようやく探し当てることができた次第だ。

講演は、講師の有見次郎・拓殖大学イスラーム研究所客員教授によるイスラームにおける食事の注意点やマナーなどについて講義を受けた後、参加者は早速今回のアラブ料理を味わった。このようなユニークな形式を持った講演会は珍しいので、これからも場所を変えながら出来るだけ続けて生きたいと考えている。以下に、講義内容の概略を掲載する。

1. ビスミッラー（アッラーの御名において）に込められているイスラームのこころ

ムスリム（イスラーム信徒）は、食事を摂る前にこの言葉を唱える。それは、食物に対する感謝はアッラーにあることを表明するためである。この言葉は、食物を食べることだけではなく、諸事の初めにすべてを創造されたアッラーの名を唱えた後に行動する時の言葉になっている。ムスリムにとっての全ての行為はアッラーに向けてなされ、その結果についてはアッラーの意思に従うということの表明である。また食後はアルハムドリッラー（すべての感謝と称賛がアッラーにありますように）と言う。物事の最初と最後にアッラーに感謝することを忘れないためである。



参加者の会食風景

2. シャリーア（イスラーム法）における許された食べ物と禁じられた食べ物に関する根拠

ハラール（合法）とハラーム（禁忌）についてクルアーンは、「わたしたちに啓示されたものには、食べたいのに食べることを禁じられたものはない。只死肉、流れ出る血、豚肉—それは不浄である—とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。…」【クルアーン家畜章（第6章）145節】

「アッラーから授かった糧を食べかつ飲みなさい。…」【雌牛章（第2章）60節】

これらの節から分かるように食べ物の基本は、許されたものである。その中で例外として禁じられた（ハラーム）ものが存在する。ここで言う死肉とは、ムスリムの手によらずに屠畜された肉で、イ

スラームが認めるその方法は、頸動脈を鋭い刃物によって動物になるべく苦痛を与えないやり方で屠畜されなければならないとされている。また禁じられるものとしての酒やアルコールについては、クルアーンに「悪魔の望むところは、酒と賭矢によってあなたがたの間に、敵意と憎悪を起こさせ、あなたがたがアッラーを念じ礼拝を捧げるのを妨げようとするのである。」【食卓章第5章91節】とあるようにそれは悪魔によって理性を失わせ礼拝を妨げさせるものとして禁止されている。

これらのハラームとされて禁じられているものは、食べ物全体から見て僅かなものである。そしてそれはムスリムにとってのアッラーからの禁止であることを自覚し、その命に従うことが意味を持つ。そこには何故禁じられたかの理由は重要ではなく、その命令を実行するかどうかが問われているのである。

3. ハラールは日常生活上の安全・安心基準

① 食べ物の安全と安心

日常生活でムスリムに求められるハラールは、許されているものであってもそれが自分や社会に対し害をもたらさないものでなければならない。いくらムスリムによって合法的に屠畜されたものであっても腐敗していたら、それは良いものとはならない。ハラールは、その安全も保障するものでなければならない。

「人々よ、地上にあるものの中、良い合法的なものを食べて、悪魔の歩みにしたがってはならない。」【牝牛章（第2章）168節】

② 安心できる食べ物を得ること 食料を入手する方法においても

ハラール性が求められる。そこには禁じられた手段としての他人の権利を奪う強奪や盗みなどによって得られた食べ物は、その物自体がハラールであっても許されない。

食料を手に入れる方法として認められるものには、海の動物について、海の動物は屠畜によらないで死んでいても食すことは許される。

「海で漁撈し、また獲物を食べることは、あなた方にも旅人にも許されている。…」【食卓章（第5章）96節】

4. イスラームの食育の基本としてのマナー

① テーブルマナーはまず手洗いから

ムスリムがナイフ・フォークを使わずに直接右手を使って素手で食事する光景を目にすることがあるが、これはそれぞれの民族の慣習であって、それを不衛生と見なすことはできない。何故な



有見講師の講義

らイスラームの食事のマナーとして食事の前後に手洗いをすることが求められているからである。

② 右手を使って飲食する

ムスリムが何故左手を使わずに食事をするかについては、次のハディース（預言者の言行録）による。それは人間の敵である悪魔の習慣だからである。

「アッラーの御使いは、おっしゃった。『あなた方は左手で物を食べてはならない。まこと、悪魔は左手で食べる』」

（日訳サヒーフ・ムスリム第三巻p140）

③ 過食や少食は体を弱める

食事のとり方についても預言者の慣行として暴飲暴食や極端な節食を避けて胃の負担にならない適切な量が求められている。

「胃の3分の1は食べ物に、3分の1は飲み物に、残りの3分の1は空けておくように」（ハディースより）

5. 生活習慣を絶つスィヤーム（断食・齋戒）

ムスリムにとって毎年義務付けられているスィヤームは、イスラーム暦のラマダーン月（9月）の29日間または30日間である。未明（ファジュル）の礼拝の呼びかけから始まり、日没直後のマグリップの礼拝の呼びかけまでの時間帯を断食・齋戒を行う。これは飲食だけを絶つことではなく、広い意味での性欲を含む様々な欲を断ち切り肉体と精神の浄化を図るために行われるものである。一定期間の断食は、非日常を経験させることになり日頃当たり前に思っている恵や恩恵のありがたさを身体を通して実感させる機会になっている。それと同時に日頃、同じような苦しみに耐えている隣人がいることを思い出させることにもなる。

スィヤームは、宗教的にこのような食物を通した肉体的な影響を与えるものであると同時に、ムスリムにとってラマダーン月の持つ重要性についても思い出させるきっかけになっている。つまりイス

ラームの聖典クルアーンがこの月に初めて啓示されたことを喚起させるからである。

「ラマダーンの月こそは、人類の導きとして、また導きと（正邪の）識別の明証としてクルアーンが下された月である。」【第2章牝牛章185節】

6. 凶作飢饉と節約、共に食すること。

日本の各地の masjid（礼拝所）でもラマダーン月の日没直後のイフタル（断食明けの食事）は、年を追って盛り上がりを見せている。あらゆる人びとが食を分かち合う楽しさを味わい、見慣れぬ食材味覚に賑わっているのである。このような光景は、現在が飢饉の状況にあるわけではないが、甕の賑わいというそうだ。それは飢饉に際して窮民の食生活を救う趣旨のことである。

飢饉といえは、日本では、気候不順の凶荒または戦乱などによる局地的に起こる飢饉状態は枚挙にいとまがないほどといわれている。一方、クルアーンには飢饉に備えることを預言者ユースフの話として次のように語られる。

「獄から解放された者が牢獄に来て言った。「ユースフよ、誠実な人よ。私たちに（私たちが見た夢を）解いてください。7頭の肥えた牛を、7頭の痩せた牛が食べ、また7つの緑の穀物の穂と、外の7つの枯れた物との夢を・・・かれは言った。「あなたがたは7年の間、例年のように種を播きなさい。だが刈り取ったものは、あなたがたが食べるのに必要な少量を除いて、残りを粉のまま貯蔵しなさい。それから、その後7年にわたる厳しい年が来て、あなたがたがかれらのため以前に貯蔵したものを食べ、貯えるものの少量を残すにすぎないであろう。それからその後に来る1年には、人びとに、豊かな雨があたりたっぷり果汁をしぼるであろう。」（第12章ユースフ章46—49節）

ここには、豊作に驕れることなく一部を貯蔵し、凶作に備えることが示唆されている。

食事はグループでとることの勧め

預言者ムハンマドは、彼の言行録（ハディース）で食事は大勢と一緒に食べることを勧めている。

「一人分の食べ物は二人を満足させ得るし、二人分の食べ物は四人を満足させ得る。また四人分の食べ物は八人を満足させ得る」（日訳サヒーフ・ムスリム第三巻p168）

現代は、食事は「孤食」という言葉があるように家族が全員そろって食事をするの方が珍しくなっている。それは食事の本来持っている大勢で食べることの喜びと、それぞれで分かち合って無駄を少なくするという観点からは大きな損失になっているように思われる。イスラームの食に対する考えは基本的にはアッラーからの恵みに対し感謝し、極端な摂取や極端な吝嗇をいさめ、個人にも社会にも過不足のないやり方を求めるものである。



食事風景

MUI FATWA 翻訳 (3) = インドネシア法学者会議による法勧告 =

イスラーム研究所化学委員長 武藤 愛二

(1) アルコールに関する法解釈に就いて、その詳細説明

ファトワ番号：No.11/2009

FATWAの背景：

MUIのファトワ委員会は、下記に基づいて、開催された。

1. イスラームの教えは、宗教（信仰）、感情、意識（思考）、世代、財産の安定・安全を堅持することを目的とするものである。従い、その目的を達成するために有益になる事は、命じられ、示唆され、許可されるが、他方、目的を達成する為には有害となれば、その事は、禁止、又は、するなど示唆される。
2. 現在、食品、飲料品、医薬品、化粧品を製造する為、又他の目的で、アルコールが原材料、添加剤、その他加工補助材料として広く使用されている。
3. 従い、アルコール由来の材料又は中間物（製造媒体）を使用する製造者、及び消費者にとって、規定（法律）のより確実な解釈を提供する為に、アルコールに関するファトワを策定することが、必要であると考えられる。

判断根拠：

1. クルアーンの章句に、
クルアーン第5章「食卓章」(5:90)
“あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と古い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう”
クルアーン第2章「雌牛章」(2:219)
“かれらは、酒と賭矢に就いてあなたに問うであろう。言ってみよう。それらは大きな罪であるが、人間の為に（多少の）益もある。だが、その罪は、益よりも大である。”またかれらは、何を施すべきかを、あなたに問うであろう。その時は、「何でも余分なものを」と言ってみよう。このようにアッラーは、印をあなたがたに明示される。恐らくあなたがたは反省するであろう”
クルアーン第4章「婦人章」(4:43)
“信仰する者よ、あなたがたが酔った時は、自分の言うことが理解出来るようになるまで、礼拝に近づいてはならない”
2. ハディースには、
“預言者が言われたことは、「アッラーは、アルコール飲料（Al-Khamr）を罵っておられる。（アルコール飲料を）それを飲む者、そそぐ者、取引する者、買う者、（発酵させ）蒸留する者、貯蔵する者、持ち込む者、受け取る者全てを罵っておられる」（Ibnu UmarからのAhmad and Thabraniのハディース：Musnad Ahmad 第二章97頁ハディース番号5716及びAl-Mu'jam Al-Ausathjuz 8巻16頁ハディース番号7816より）
asirha（それを圧搾する）、muatasirha（それが圧縮されたもの）：発酵蒸留と意識
“如何なる酩酊させる（muskir）ものは、Khamrである。如何なる酩酊させるものは、ハラームである”（Muslim and Ibnu Umarのハディース：Sahih Muslim第三章1587頁ハディース番号2003より）
“酩酊させる如何なる飲み物も、ハラームである”（Bukhariのハディース：Sahih Al-Bukhari第一章95頁ハディース番号239より）
“如何に少量と言え、大部分（の成分）が、酩酊させるものはハラームである”（Ahmad、Abu Dawud、Tirmidzi、Nasai、Ibnu Majah and Ibnu Hibbanのハディースより：このハディースの語り手は信頼置けると、Al-Tirmidziは、良いハディースとしている）
3. アルコール飲料による悪影響としては、
a. （アルコール飲料により人々が）アッラーを無視（失念）してしまうとか、アルコールによって個人、家族、社会及び国家、国の人々の生命を脅かす悪い影響があり、全ての犯罪の原因にもなっている。
“Khamr（アルコール飲料）から距離を置きなさい。なぜなら、それは全ての悪い事のカギとなるから”（Al-Hakeem and Ibn

Abbasのハディースより）

- b. アルコールは、肝臓、消化器官、血液循環を傷つけ、死亡の原因にもなるようなもので、健康に害を与えるものである。
クルアーン第2章「雌牛章」(2:195)
“だが、自分の手で自らを破滅に陥れてはならない”
- c. アルコールの飲む人は、生産性が低下するので、社会経済の潜在性（能力）を破壊する。
“預言者が、話されたことは、「自分自身にも、他人にも害を与えないこと」」（Ibn Maja and Daruqutniのハディースより）
- d. アルコール飲料を飲む者は、しばしば不法行為を働いたり、平穩を脅かしたりする。又、交通事故も、飲酒によるものが頻繁に起こっている。従い、（アルコールは）共同体の治安と秩序に害を与える。
クルアーン第28章「物語章」(28:77)
“アッラーがあなたに与えられたもので、来世の住まいを請い求め、この世におけるあなたの（務むべき）部分を忘れてはなりません。そしてアッラーがあなたに善いものを与えられているように、あなたも善行をなし、地上において悪事に励んではなりません。本当にアッラーは悪事を行う者を御好みにはなりません”
- e. アルコール飲料は、統一と団結を脅かし、最終的には、将来の国家の安定、インドネシア国民の精神状態、モラルを害するもので、国家と国の生命を破壊しかねないものである。
- f. フィクフィの決まりには（イスラーム法：シャリーアの原則として）、
“損害を与えるものは、除かれるべきである”（al-dharar yuzal）
“ハラームなことを避けることは、利益を考えることより、優先されるべきである”（dar'u al-mafasidi muqaddam 'ala jalbi al-masalihi）

考察・所見：

1. Ibn Abbasの見解では、
“Khamrは、その基本的な物質が、（人々を）酩酊させる飲料物であり、ハラーム（禁止される）である”
“シャリーアの観点では、Khamrは、原料をナツメヤシ、サトウキビ、蜂蜜又は他のどの様な原料からできたもので、酩酊を引き起こす飲料を意味する”（Al-Majmuより）
2. Syaikh Khathib As-Syarbainiの見解では（Mughni Al-Muhtajの中で）、RijsはNajisの意味で、不浄であると述べている。
“宗教学者の一致した見解（Ijma）では、Rijsと言う言葉は、シャリーアの用語としては、一般的には、Najisを意味する。Syaikh Abu Hamid Al-Ghazaliは、KhamrはNajisであるとの見解で、この見解は、預言者の教友達の一致した見解（Ijma）を根拠にした可能性がある。書物Al-Majmuの中で、Imam Malikの先生であるImam Rabi'ahが、KhamrはNajisではないとの見解を持っており、又、他の宗教学者も、Al-Hasan及びAl-Lailisは、「KhamrはNajisではない」との見解を持っていると報告している。他方、KhamrはNajisであるとの見解を主張する人たちは、Khamrが純粋なものなら（Najisでなく）、天国でのむ飲料と同じものであり（そのようなものは、現世にはないということから）、Najisである筈はないとの意見である”
3. 書物Al-Majmuの見解は、KhamrのNajis性に関し、以下の様に述べている
“(シャーフイー学派の)我々の考えでは、Khamrは不浄なもの（najis）である。他方、Imam Malikの先生であるImam Rabi'ah及びImam Daud Adh-Dhahiri、(Qadhi Abu Thayyibを除いて)が、「消費すること（飲むこと）は出来ないが、KhamrはNajisではない」と述べている事を根拠に、Imam Malik、Imam Abu Hanifa、Imam Ahmad及びその他の宗教学者は、植物から得られるハシシの様な毒物は、酩酊を引き起こすものでハラームであるが、Najisではないとの見解である。更に、Syaikh Abu Hamid Al-Ghazaliは、「KhamrがNajisである」との見解は、（教友達の）一致したもの（Ijma）であると報告している”（Al-Majmu 'Syarh Al-Muhadhabより）
4. アラビア語専門書（Lisan Al-Arab）で、Rijs（忌み嫌われる）

の意味は、

“クルアーンの章句の中のRijsの意味は、「Khamrを飲むこと、賭け事をする、Al-Ansab（偶像崇拜：アッラー以外を礼拝する目的で生贄をささげること）、Al-Azlam（賭け矢）は、全て悪魔の仕業のRijsである。従い、あなたがたが成功にするためには、厳に禁止しなさい」とある。（Az-Zujajによれば、）忌み嫌うことであり、アッラーが憎むもので、それはRijsと呼ばれる。Rijsをする者は、（避けなければならない）忌み嫌われる”（Lisan Al-'Arab第6章94頁）
 “（Az-Zujajの意見では、）「Rijsの意味するところは、罪である」とし、忌み嫌われる如何なる行為も、Rijsであるとの考え。アッラーは、Khamrを飲むこと、賭け事をする、偶像崇拜への生贄をささげること、賭け矢・占い矢をすることを、嫌われる。従い、このような忌み嫌われる事を、Rijsと呼んでいる”（Taj Al-'Arus第一巻3957頁）

“Rijsは、罪であり、腐った悪臭のようなもので、アッラーが大変忌み嫌われることで、これらは、あなたがたに禁止をもとめられるものである”（At-Thabariのタフシールより）

“Ibn Abbasによれば、Ali bin Thalhanの見解では、Rijsの意味は、アッラーが大変忌み嫌うもので、悪魔の仕業なども含まれる。Sa'id ibn Jabirは、Rijsを罪と解釈している。又、Zaid ibn Aslamは、Rijsを悪いことで、悪魔の仕業の一部分をなすようなものと解釈している”（Ibnu Katsirのタフシールより）

5. 酩酊させるものの定義、用語に関して、法学者の見解は、以下の通り

“Imam As-Shafi'iは、書物Al-Ummの中で、酩酊させるものの定義を行っている。それによると、酩酊とは、意識を失って歩けない状況である。As-Shafi'iは、別の所で、酩酊した者とは、コントロールできない話し方をするとか、自分の秘密なことまでしゃべる者であると述べている。シャーフイー学派に属する法学者の見解は、例え若干の平常心を持って、理解力を有していても、行為及び話し方がコントロールできず、無作法な対応をするものを、酩酊していると定義している。他方、Khamrを飲んで、若干頭痛を訴えても、自身の行為をコントロールできる者は、酩酊しているとは言われたいとする見解もある。そのような者のウズー（礼拝前の清め）、礼拝とか行為は、認められるとする宗教学者の一致した見解（Ijma）もある”（Al-Majmu第三巻7頁）

“酩酊する”との定義は、法学者の間で、異なった意見がある。Imam Abu Hanifaによると、酩酊しているとは、当人が地上と天国の区別がつかないとか、母親と妻との区別がつかないことであると定義している。シャーフイー学派の宗教学者の見解では、酩酊した状態とは、その者の話し方が不適當で、理解できない場合、又、安定して歩行できない事を意味する。更に、そのような状況が、より悪化した（酷い）状態は、過度な酩酊状況とされる”（Al-Ahkam As-Sulthaniya第一巻462頁）

“KhamrがNajisであるか、無いかについて、法学者で異なった見解がある。例えば、Imam Abu Hanifaは、Nabiz（葡萄酒）も、アルコールもNajisではないとの見解である。アルコールは、Khamrと同一ではなく、香水もアルコールのみから出来ているのではなく、他の純粋な物質から出来ている。従い、KhamrはNajisとの見解があるが、アルコールがNajisかどうかの議論のベースは、無い”（Al-Manarのタフシールより）

“アルコールは、程度の差はあるが、多くの食品、飲料品に含まれている。アルコールは、洗浄剤としても使用され、汚れた物質ではない。又、医薬剤としても、洗浄目的にも、又他の目的にも使用されるので、アルコールが、Najis（汚れたもの）と判定されると、クルアーンの章句と矛盾するとか、大きな課題になる”

“アルコールが、Najisかどうかに関する異なった見解の理由を詳しく説明した。全ての法学者の見解は、アルコールを、飲料とするものはハラームであるが、Najisかどうかという点では、アルコール入りの香水に関するものとか、異なった解釈がある。アルコールが、医薬、洗浄剤、香水ほか多くのものに使用されている現状に鑑み、私の意見は、アルコールは、Najisではないとの見解を採用することが妥当であると考え。無論、アルコールは本質的には、危険なもので、毒性のあるものとの前提である。更に、アルコールが、Khamrと同じ機能を持っているとの考え方（無論、ワイン抽出のアルコールの様なものが、Najisかどうかの異なった見解もあるが）である”（Syaiikh Athiyya Shaqar : Al-Islam wa Mashakil Al-Haya45頁）

6. MUIファトワ委員会とLPPOMの共同会議におけるLPPOMの発表は、
 - a. 化学的にアルコールの成分は、エタノールのみならず、他の成分も含まれる。即ち、メタノール、プロパノール、ブタノール他多数である。化学構造式C₂H₅OHを持つエタノールは、広く食品製造、薬品製造、化粧品製造に使用されている。エタノール（エチルアルコール）は、一般的には、アルコールと言う名称で呼ばれることが普通である。
 - b. 製造工程から判断するに、エタノールは次の様に分類される。一つは、Khamr製造の副産物であり、もう一つは、非Khamr製造の生産物（石油化学物質からの化学合成製品として、及び非Khamr発酵醸造産業の製品として）である。
7. MUIが開催したアルコールに関する国民会議の決議（1993年9月30日ジャカルタ）
8. MUIファトワ委員会とLPPOM及びインドネシア共和国の宗教省の共同会議の決議（2003年5月25日）
9. ハラルファトワの基準化に関してのMUIファトワ決議（NO.4 2003年）
10. LPPOMチームと共同で行った食品、医薬品、化粧品に関してのMUIファトワ委員会の実務部隊による会議結果（2009年11月12日）
11. MUIファトワ委員会の参加者の見解（2008年5月7日から2009年11月18日）

決定事項：

アルコールに関するファトワを以下に定める

第一項：総論

1. Khamrとは、酩酊を引き起こす（intoxicateな）全ての飲料品で、調理されたものか、未調理のものかを問わず、ブドウ又は他（の原料）から製造される（飲み）もの。
2. アルコールは、総称的な定義として、炭素原子と結合した水酸基（-OH）と呼ばれる官能基を持った有機分子を指す。アルコール分子一般的な化学式は、R-OH（アルキル基グループ）又はAr-OH（アリール基グループ）となる。
3. アルコール飲料とは、
 - a. エタノール又は他分子（他分子の中には、炭水化物を含む植物を原料として発酵と言うプロセスを経て得られるメタノール、アセトアルデヒド、エチルアセテートも含む）を含んだ飲料物。
 - b. エタノール又はメタノールを故意に（意図して）含めた飲料物

第二項：法律の規定

1. 本ファトワで記載されているアルコール飲料を、飲むことは、一般規定として、ハラームである。
2. 本ファトワで記載されているKhamrは、一般規定として、Najisである。
3. 本ファトワで記載されるアルコールの中で、Khamrから派生した（由来した）アルコールは、Najisである。他方、Khamrからの派生ではないアルコールは、Najisではない。
4. Khamr由来のアルコール/メタノールが使用されたアルコール飲料は、Najisであるが、Khamr由来でないアルコール/メタノールが使用されたアルコール飲料はNajisではない。
5. Khamr産業（製造）から得られたアルコール/エタノールを、食品、飲料品、化粧品及び医薬品に使用することは、ハラームである。
6. 石油化学物質からの化学合成品とか、非Khamr産業（非発酵醸造）の製品など非Khamr産業（製造）から得られたアルコール/メタノールを、食品、飲料品、化粧品、医薬品の加工に使用することは、Mubah（価値のある事ではないが、ハラールでも、ハラームでもないことから、イスラーム法上、使用は認められる）。但し、医学的に、有害ではない前提である。
7. 上記の使用が、もし医学的に有害であれば、ハラームである。

第三項：勧告（推奨）

1. 政府には、社会の中で、アルコール飲料の流通が禁止されるように、アルコール飲料を製造する工場の設立ライセンスを与えないこと、取引するライセンスを与えないこと、同様に、法律に違反するもの（業者）を厳しき処罰することが、求められる。
2. 知識人（技術者）には、外用・内服医薬品、香水、染料、化粧品

品等の製造の溶剤として使用されるアルコールを他の物質で代替できる科学、技術を開発することが、求められる。

3. 全ての関係者には、社会が、特に、若者が、アルコール飲料の影響を受けないようにする為に、努力を一層積み重ねる協力が、求められる。

ジャカルタ H1430年11月29日

西暦2009年11月18日

MUIファトワ委員会

議長：Dr.H.M.Anwar Ibrahim 事務局：Dr.H.Hasanudin, M.Ag

(2) バランスのとれた生態系保存の為に希少種保護に関し

日時：2014年1月22日

ファトワ番号：04/2014

前提：

1. 現在、多くの希少種が人間の営みにより絶滅の危機に瀕している。例えば、トラ、サイ、象及びオラウタンなど各種の哺乳動物、又、鳥類、爬虫類等である。
2. 人間はアッラーによって創造され、この地上の代理統治者 (Khalifah fil ardi) として派遣されている。(人間はアッラーの命令を実行し、全ての創造物の・栄に対する責任がある。
3. 絶滅危惧種のトラ、サイ、象、オラウタンなど各種の哺乳動物、鳥類、爬虫類等を含む全ての生き物は、バランスのとれた生態系保存及び持続的人間社会の福祉・繁栄 (maslaha 'amma) の為、アッラーによって創造された。
4. 従って、人間はバランスのとれた生態系が毀損される (mafsadah) ことの無いように、保護し、保存しなければならない。
5. 上記1. 2. 3. 4. に基づき、MUIファトワ委員会は、バランスのとれた生態系の保存の目的で、絶滅危惧種の保護に関するファトワ及びシャリーアの見解を (人々への) ガイドラインとして表明することが重要であると判断する。

シャリーアの見解：

1. クルアーンの章句より
 - a. 絶滅危惧種を含む全ての (生き物) への人間の善行に関するアッラーの言葉は、

“地上の生きとし生けるものも、双翼で飛ぶ鳥も、あなたがたのように共同体の同類でないものはない。啓典の中には一事でも、われが疎かにしたものはない。やがてみなかれらの主の御許に召集されるのである” (クルアーン第6章 Al-An'am 38)

“アッラーがあなたに与えられたもので、来世の住まいを請い求め、この世におけるあなたの (務むべき) 部分を忘れてはなりません。そしてアッラーがあなたに善いものを与えられているように、あなたも善行をなし、地上において悪事に励んではなりません。本当にアッラーは悪事を行う者を御好みになりません” (クルアーン第28章 Al-Qasas 77)
 - b. アッラーが創造され、人間の為に供することを認められたアッラーの言葉は次の通りである

“あなたがたは思い起こさないのか。アッラーは天にあり地にある凡てのものを、あなたがたの用のために供させ、また外面と内面の恩恵を果たされたではないか” (クルアーン第31章 Luqman 20)

“かれこそは、あなたがたのために、地上の凡てのものを創られた方であり” (クルアーン第2章 Al-Baqarah 29)

“本当に天と地の創造、昼夜の交替、人を益するものを運んで海原をゆく船の中に、またアッラーが天から降らせて死んだ大地を甦らせ、生きとし生けるものを地上に広く散らばせる雨の中に、また風向きの変換、果ては天地の間にあって牽仕する雲の中に、理解ある者への (アッラーの) 印がある” (クルアーン第2章 Al-Baqarah 164)
 - c. バランスのとれた生態系を繁栄させ、保存する為に地上に遣わされた代理統治者の人間に対する、アッラーの言葉は次の通りである。

“またあなたの主が (先に) 天使たちに向かって、「本当にわれは、地上に代理者を置くであろう」と仰せられた時を思い起こせ。かれらは申し上げた。「あなたは地上で悪を行い、血を流す者を置かれるのですか。わたしたちは、あなたを讃えて唱

念し、またあなたの神聖を賛美していますのに」かれは仰せられた。「本当にわれはあなたがたが知らないことを知っている」 (クルアーン第2章 Al-Baqarah 30)

“かれこそはあなたがたを地上の (かれの) 代理者となされ、またある者を外よりも、位階を高められる御方である。それは与えたものによって、あなたがたを試みられるためである。あなたの主は懲罰する際は極めて速い。しかし、本当にかれは寛容にして慈悲深くあられる” (クルアーン第6章 Al-An'am 165)

- d. アッラーによって創造された人間にとって、絶滅危惧種の問題を含め、(人間の行為が、如何なるものでも) 無駄になることはないことを確認されたアッラーの言葉は、次の通りである。

“または立ち、または座り、または横たわって (不断に) アッラーを唱念し、天と地の創造に就いて考える者は言う。「主よ、あなたは徒に、これを御創りになったのではないのです。あなたの栄光を讃えます。火の懲罰から私たちを救って下さい」” (クルアーン第3章 Al-Imran 191)

- e. 希少動物を含む様々な事への地上での悪行を禁じるアッラーの言葉は、次の通り。

“秩序が定められた後、地上で悪を行ってはならない。恐れと熱情をもってかれに祈れ。本当にアッラーの慈悲は、(常に) 善行をなす者のちかくにある” (クルアーン第7章 Al-A'araf 56)

“アッラーから授かった糧を、食べ且つ飲みなさい。墮落して、地上で悪を行ってはならない” (クルアーン第2章 Al-Baqarah 60)

“他人のものを詐取してはなりません。また迷惑を及ぼす行いをして、地上を退廃させてはなりません” (クルアーン第26章 Al-Shuara' 183)

“人間の手が稼いだことのために、陸に海に荒廃がもう現れている。これは (アッラーが)、かれらの行ったことの一部を味わせかれら (悪から) 戻らせるためである” (クルアーン第30章 Al-Rum 41)

2. 預言者の言行録に、

“Jabir ibn Abdullahが語るに、預言者は「地上及び海にある凡ての創造物を大切に下さい。そうすれば、天国に召されたときにもアッラーから恩恵を受けることが出来る」と言われた” (Abu Dawud, Al-TurmuziそしてAl-Hakimの伝承)

また、ハディースは、動物を含む地上の創造物への世話を行うことを強調している。

“Abu Hurairahが語るに、預言者が次の様なことを話された。「昔、旅をするある男がどの渴きを訴え、川に向かって進み、川の水を飲んで立ち去ろうとしたときに、一匹の犬がどの渴きの為、舌を突き出しているのを見た。男は、この犬も自分と同じようにどの渴きを感じていると言って、自分の靴に川の水を満たして、(犬の様に) 歯に加えて立ち上がり、犬に水を与えた。そのことに対してアッラーは謝して、男の罪を御許しになった」。預言者のこの話を聞いた人々が、「動物に善行をすることで我々にご褒美がありますか?」と問いかけた。預言者は、「全ての善き心にアッラーのご褒美があります」と答えた” (BukhariとMuslimの伝承)

上記のハディースは、動物への善行を評価しているもので、動物を助ける行いをする人間は、生きることの権利を履行していることになる。

“Jabir ibn Abdullahが語るに、預言者は、「アッラーは、植樹し、獣や鳥、他の生き物がその木の果実を食する様な行いをしたもの (人間) にご褒美を与えられる」と話された” (Muslimの伝承)

ハディースは、われわれに、獣も含め動物の生命が保護される様な行いをすることを奨励している。

“Ibn Abbasが語るに、預言者は四つの動物、即ち、蟻、ミツバチ、ヤツガシラ、モズを殺すことを禁じた” (Ahmad, Abu DawudそしてIbn Majahの伝承)

含意に適した原則に従えば、ハディースは、その動物が死滅 (絶滅) する様な行いを禁じ、動物の保護の必要性を示していると解釈できる。

“Amr ibn Sharidが語るに、(父親の) Sharidが、預言者が次の様なことを話したと伝えた。「目的もなく鳥を撃ち殺したものは誰であっても、その鳥が最後の審判の日に、神聖で高貴なアッラーの元に来て、あの男は目的もなく、(食用にするなどの) 意図もなく私

を撃ち落としたと訴える” (Al-Nasa'iの伝承)

ハディースは、イスラーム法によって認められた (使用の) 目的もなく動物を殺すことを禁じている。

“Abu Hurairahが語るに、預言者が次の様に話した。「アッラーの使者の一人が、蟻に刺された。その使者は、蟻の巣を探させ、その巣を燃やすことを命じた。これに対してアッラーは、命を下し、そなたは何故神の恩寵である (生き物の) 多くの蟻を殺したのか? 刺した蟻はただ一匹であろう」又、別の伝承では、「何故、そなたは刺した蟻のみを殺さなかったのか?」 (Bukhariの伝承)

上記のハディースは、動物の一つの種を全て殺すことは、その種の動物が絶滅に至ることにもなり、禁じている。

“Abdullah ibn Umarが語るに、預言者は次の様なことを話された。「一人の女が地獄に住み、苦痛を経験することになる。何故なら、彼女は猫を死ぬまで籠の中に閉じ込めて、餌も与えず、水も与えなかった。猫が餌を探す様なこともさせなかった」 (Bukhariのハディース)

上記のハディースは、動物を殺すとか、脅す (虐待する) ものへの (させないための) 圧力的懲罰を強調したものである。その行為には、動物を絶滅に至らしめる様な行いに関与することも含まれる。

“Ibn Abbasが語るに、預言者が話されたことに、「人は自分自身を害してはならないし、又、他人を害してはならない」 (Ahmad, Al-Baihaqi, Al-HakimそしてIbn Majahの伝承)

このハディースは、動物を含め、自分自身を、又他のものを害する行いも禁じたものである。

3. イスラーム法の原則として、

“基本的に、(アッラーに供されたもの以外) 全て (使うことが) 認められる。しかし、(禁じられる等) 反対のことが印されてない限り (その印とは、クルアーン又はハディースに明確に記述されていること)

“基本的に、(してはいけない) 禁止された事項は、禁じられる (ハラームである)”

“イマーム (統治する人: 政府) の人びとに対する基本 (施策) 方針は、(公共の) 福利 (為になる) に基づくものであること”

“害を与えるもの (危険なもの) は除かれなければならない”

“害を与えるもの (危険なもの) は最大限の努力で除かれ (避けられ) なければならない”

“害を与えるもの (危険なもの) は別の害 (危険) によって取り除くことはできない”

“被害 (mafsadat) を避けることが、有益・福祉 (maslahat) を提供することより優先する”

“(公共に与える様な) 甚大な被害を避ける (ことを優先する) ために特定の被害は受けざるを得ない”

“二つの危害 (損害) が相対する場合は大きな危害 (損害) を避けるためには、小さな危害 (損害) を受けざるを得ない (止むを得ない)”

“人間の尊厳を (維持することを) 確実にすることは、動物の尊厳よりも優先される”

考察・所見:

1. 動物保護に関する神学者たちの見解は、以下の通りである。

a. Imam Ibn Hajar Al-Asqalani (書Fath Al-Bariの中で) は、動物も含め、愛 (世話をする) に就いてのハディースを以下の様に述べている。

“Ibn Battalが語るに、(アッラーが命ぜられる世話の必要性が述べられている) ハディースは、全ての創造物への世話を我々に強調している。それは、信仰者か、非信仰者かを問わず、人間に対して、所有者のはっきりした家畜か、所有者の不明な家畜を問わずに (世話が) 行われることを求めている。且つ又、(動物に) 餌を与えることや、水を与えること、そして (動物の) 負担を軽減してやること、又柵を踏み越えて (動物が他の場所に入ったりして他の動物等から) 危害を受けない様に指示も述べられている”

b. Imam Al-Sharbini (書Mughni Al-Muhtajの中で) は、希少な動物の保護の義務、かれらを絶滅させるようなことの禁止を説明している。

“動物に就いて、その動物が魂を持つ生き物であれば、それらの動物を絶滅させるような試みから、最早それらを傷つける

(害する) 心配はないと言えるまで、守ってやる義務がある。従い、動物の所有者が (シャリーアに基づいた屠畜以外の) 許されない状況下で、その動物を殺そうとしているのを見た場合、(その行為を止めさせて) その動物を救ってやる義務がある” (5巻527頁)

“消費目的以外で動物を殺すことは禁じられているので、(アッラーが創造した) 貴い動物を死滅させることはハラームである。動物は、木々と違って、二つの貴い権利がある。一つは、その動物の所有者であり、もう一つは創造したアッラーである。従って、動物の所有者は、木々と違って、その動物を飢えさせ、渴きを与えさせるようなことは禁じられる” (6巻37頁)

c. Imam Zakaria (書Asna Al-Matalibの中で) は、許容できる目的も無しに、動物を損ない、絶滅に導く可能性のある動物狩猟のハラームなステータスに就いて、次の様に説明している。

“イスラーム神学者たちは、食用・使用のために動物を (シャリーアに則り) 屠畜する目的以外での狩猟に関して、その動物の肉がハラールなものであっても、狩猟することはハラームであると結論付けている。そのような行為 (狩猟) は、イスラーム法の下で許される言い訳は無く、(その動物を) 絶滅に至らしめ、無益な、意味の無い行為である。この種の行為は、イスラーム法の下では禁じられる” (1巻555頁)

d. Imam Ibn Qudamah (書Alam Al-Mughniの中で) は、自分自身に危害が及ぶ可能性ある時は動物を殺すことは許されるが、人間に危害を与えない動物を殺すことは禁じていることを強調している。

“人を傷つけ、生命・財産への危険性を与える可能性のある如何なる動物は殺しても、(その行為は) 許される。その種の動物は、オオカミの様に、人間に如何なる益ももたらさない。一方、誰にも危害を与えない動物は殺してはならない” (4巻137頁)

e. Imam Al-Dardiri (書Al-Sharh Al-Kabirの中で) は、動物たちの命を守ることが優先されるべきと述べている。

“ある男が、自分一人分のウズー (礼拝前の清め) 分の水を見つけたが、その時に一匹の (アッラーに創造された) 貴い動物が水を喫緊に欲しがっていた。水 (を見つけた) の所有者は、ウズーの代わりに、tayammum (砂を使用した清め) を行い、水は、動物に与えよ。又、その水が死者を清める為のものであっても、tayammumで済ませて、その水を (渴きを訴える) 動物に与えよ。イスラーム神学者たちは、動物の種の保存の必要性の為、この行為を決定した” (1巻162頁)

f. Imam Ahmad Al-Khattabi (書Ma'alim Al-Sunanの中で) は、動物を完全に絶滅に至らせる行為の禁止を説明している。

“人間が絶滅し、動物の発現も消滅すれば、この地上には何も (生き物は) 存在しなくなり、非常に呪われる事態である。アッラーの創造したものは一つもなくなり、(創造の) 目的も、使用目的もなくなる。従って、動物を絶滅に至らしめる様な殺戮には、何の正当性もない。貴方がたに危害を与える様なもの (動物) は殺しても、その他は生かしておきなさい。さすれば、有益なことをもたらせることもあるであろう” (4巻289頁)

g. Imam 'Izz Ibn Abd Al-Salam (書Qawa'id Al-Ahkamの中で) は、人間によって履行されなければならない動物の権利を説明している。

“人間が責任を負っている動物の権利とは、(動物が生きる為に) 十分なものを与えられることである。例え、その動物が身体的に麻痺し、罹患し、役に立たなくなったとしても、その動物の能力以上の負担を与えないこと、又、他の動物たちと一緒にしてすることにより、(その動物が他の動物から) 危害を受けることが無い様にすること、又、同じ種類の動物と一緒にさせ、又、子供が生まれる様につがいの動物に組み合わせること”

h. Imam Al-Shawkani (書Nail Al-Autarの中で) は、Imam Al-Khattabiの見解を次の様に紹介している。

“Imam Al-Khattabiは、次の様に語った。「アッラーは全てをご存じられる。ロバが、馬によって身ごもったとしても、その意味する所は、ロバの生息数を減らすことになる (結果として絶滅に至らしめることになり、アッラーはその様なことをさせていない)」 (8巻100頁)

i. Al-Jahiz Abu Uthman Amr Ibn Bahr Al-Fukaymi Al-Basri (776-869 AD: 書Al-Hayawanの中で) は、人間は動物を虐待

する権利はなく、次の様に語っている。

“あなたには、動物の臓器を切り取ったり、迫害したりする権利はない。何故なら、動物は、あなたが創造したものでなく、あなたがその動物の代わりを用意する（置き換える）ことも出来ない。もし、あなたが全ての所有者なら、動物に危害を加えることが認められようが（そうではない）。（食用にするなど）特別に有益な理由もなく、合理的な理由なく、動物に危害を加えてはならない”（162頁）

j. Dr. Ahmad Yasin Al-Qaralah (Huquq Al-Hayawan wa Damanatuha fi Al-Fiqh Al-Islami論文の中で) は、以下の様に語った。

“動物はその同種を保存する権利を持っているとイスラーム法は規定している。従って、殺戮すること、屠畜することによって、その（動物の）種が絶滅するとか、死滅することになる行為は禁じられる”

決定：バランスのとれた生態系保存の為の希少種保護に関するファトワ

第一：一般規定

本ファトワにおいて意味する所は、以下の通り

絶滅危惧種とは、陸上、水中、空中に生息し、保護されているか、（保護されて）いないかを問わず、又野生生息か、飼育されているかを問わず全ての動物を対象にする。その動物（の種）の数が、少なく、保護の努力をしないと、野生での生息数が急速に減少していく種類を指す。

第二：法規

1. 全ての生き物は、その生命を持続する権利を持っている。又、人間の幸福・健康に有益なものをもたらす可能性がある。
2. 絶滅危惧種の幸福・繁栄を確実にするため、大切に保護し、保存することは義務である。
3. 上記2に記載された絶滅危惧種の保護、保存（の具体策）は、以下の点である。
 - a. （動物の）主な必需品、例えば餌、住処（避難場所）、繁殖のための必要なものを保証（提供）すること
 - b. （動物園内の繋がれた動物などは）能力を超えた（重荷などの）負荷をかけないこと
 - c. （動物園内の繋がれた動物などは）危害を加えられる可能性のある動物と隣接させないこと
 - d. その動物たちの生息地を保護すること
 - e. 違法な狩猟及び違法な野生動物の取引を禁ずること
 - f. 人間と野生動物の利害衝突を防ぐこと
 - g. 動物の幸福・繁栄を維持すること
4. 絶滅危惧種もシャリーアの原則に従ってガイドライン及び規則に沿って使用（活用）されることはありうる
5. 上記4に記載された絶滅危惧種の使用（活用）は、以下の4点（6—9）を勘案すること
6. バランスのとれた生態系を維持する
7. 絶滅危惧種を、エコツーリズム（生態系観察）目的、教育目的、調査目的で使用（活用）すること
8. 治安維持（保護・身の危険確保）の為に使用（活用）すること
9. 現行のシャリーアで認められた規則に従って、人間が（食用などで）必要とする場合に絶滅危惧種の養殖・繁殖をおこなうこと
10. 絶滅危惧種が消滅する可能性のある行為（殺すこと、危害を加えること、脅すことなど）は禁じられる。但し、シャリーアによって認められた行為、例えば、自分自身を防御する為の行為は除かれる（禁止されない）。
11. 絶滅危惧種の違法な狩猟及び違法な取引は、禁じられる。

第三：勸告

政府に対し

1. このファトワをガイドラインとして、絶滅危惧種が死滅する危険性から救う為、それらの保護及び保存の各種手段を講じること
2. 人間と野生動物の利害衝突のリスクを最小限にする為、且つ又、森林機能再生を優先課題とすることにより、効果的なモニター（監視）と空間地域的な計画及び森林地帯の再構築を見直すこと

3. 既に発行している企業宛て許認可で、生態学的、社会的、経済的、文化的又は歴史的観点で害になる可能性のあるものは、見直すこと。絶滅危惧種を死滅に至らしめる脅威をもたらす企業（の許可）も含む
4. 危機に瀕している土地の再生、地方の共同体の参画を求めて共同での森林保存の実行を進める
5. 絶滅危惧種を保護することの必要性の意識を徐々に浸透させる為、教育機関での啓蒙を奨励すること
6. 絶滅危惧種を保護する努力に対する脅威となるような行為（特に違法な森林伐採、違法な野生動物の取引に関する）への森林保護罰則の法律を支持する

立法府に対し

1. 人間の幸福・健康及び国家の尊厳を確実にすると同時に、絶滅危惧種の保存及び生態系の保護を保証する規則の見直し及び構成をおこなうこと
2. 森林地帯の活用に関し、中央政府と地方行政政府の方針と法規制が一体となって調和すること

地方政府に対し

1. 定住者の居住、プランテーション建設の許可、違法な鉱山開発及びインフラ開発の取り締まりなどを効果的な監視を通じて行い、森林地帯の保護が確実に実行されていることを確認すること
2. 地域の知恵を活用、開発し、地域の共同体の権限によってバランスのとれた生態系の維持により、環境に配慮し持続的な経済発展の機会を作り上げること

企業従事者・商活動者に対し

1. 全体として商行為は人々に利得をもたらす行為であると同時に、環境を保護し、特に野生動物及びその生息地を保護することが義務となる
2. 政府の発行した許認可の全ての事項（ガイドライン）に従うこと
3. 特にその企業が関係する分野において、生態系の保護及び環境保護に貢献すること、絶滅危惧種に関する（研究・保護活動）グループを支援すること、絶滅危惧種の生息地及びその生息数の再生に努めること

聖職者に対し

1. 特に、希少種動物の保護を含めたバランスの取れた生態系を維持することの必要性の宗教的な理解（解釈）を幅広く広めること
2. 宗教的なガイドラインを作ることで、又絶滅危惧種の保護、環境保護の必要性の大衆啓蒙を行う為の「環境に関する伝道」を構築、育成することを奨励する

人びとに対し

1. 地域の知恵を活用、開発し、地方政府の権限を得て、バランスのとれた生態系の維持の為、環境に配慮し、持続的な経済発展の機会を作り上げること
2. 積極的に役割を担って、動物を保護する努力をすること。直接的には、その地域において人間と野生動物の利害衝突の現場に関与する（例えば、動物、絶滅危惧種に係るチームを組織するとか、人間と野生動物の利害衝突に係るチームを組織して取り組む）、又は、間接的にかかわること（例えば、その種の活動を統括する団体・当局を支援することにより）

第四：終条

1. 下記日付をもって即日発効とする。後日訂正等がある場合は、その旨しかるべく手続きで訂正を行う
2. 全てのムスリム及び関係者は、本ファトワを周知徹底する為に伝達すること

ジャカルタ 西暦2014年1月22日
1435年3月19日

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416
ホームページURL: http://www.sri.takushoku-u.ac.jp

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

平成29年10月31日発行 第56号
発行人 拓殖大学イスラーム研究所
編集人 イスラーム研究所客員教授
柏原 良英

正統四代カリフの時代—アブーバクル (33)

(前回からの続き)

一方、サーイダ家の当主サード・ブン・ウバーダは、その場にいる人達が忠誠の誓いのためにアブーバクルに詰め寄ってきたので、その混雑で今にも踏み潰されそうになった。彼は病気で動けず、その場で蹲っていた。ある者がそんなサードを見て、「サード殿が居るから。気を付けろ。」と叫んだ。ウマルがそれを聞いて「何、サード。お前なんぞ殺されてしまえ。お前こそ騒ぎの元だ。」と、サードに怒りの言葉を投げ付けた。

それを聞いたアブーバクルは、「言葉を慎しみなされ。もっと優しくしなされ。」とウマルをたしなめた。サードの仲間が彼を家の中へ連れていった。

伝えによると、病気が回復した後に、数日遅れてアブーバクルに忠誠の誓いを行なったとある。別な伝承では、彼は頑なに忠誠の誓いを拒んだとある。その伝えによると・・・数日後、サードの許に人々が訪れ、「もう、アブーバクルを受け入れなされ。そして、彼に忠誠の誓いを行なったほうがいい。そなたの仲間も部族の連中も皆忠誠の誓いを済ませたからな。」と言って、アブーバクルへの忠誠の誓いを勧めた。しかし、サードは頑強に拒否して言った。「アッラーに誓って、持てる弓を全部お前達に射ってくれようぞ。我が剣でお前達を殺してくれようぞ。我を支持してくれる者全員でお前達を殺してくれようぞ。」

その言葉がアブーバクルやウマル達の耳に入った時、ウマルはアブーバクルに進言した。「忠誠の誓いを行なうまで、あの者をこのままにしてはなりません。」だが、バシールはウマルとは違って、次のように言った。「彼は意固地になって、忠誠の誓いを拒んでいるので、たとえ殺されても行なわないでしょう。もし彼が殺されるような事があれば、彼の家族や氏族などが黙っていません。彼のことは捨ておきましょう。彼が忠誠の誓いをしなくても、何もあなた方は困ることはないでしょう。彼一人の事ですから。」

アブーバクルはバシールの意見を聞き、サードをそのままにしていた。だが、サードは彼らとの付き合いを避け、礼拝さえも彼らとしないようになった。彼の硬い態度はアブーバクルが死ぬまで続いた、とある・・・

また、預言者のいところであるアリーについての伝承も多々ある。一説には、サーイダ家の庇付き通路で、教友達がアブーバクルに忠誠の誓いを立てていた頃、アリーはハーシム家の主だった者と一緒に預言者の遺体の側にいた。アリーはアブーバクルへの忠誠の誓いの報せを聞くことなく、駆け付けてアブーバクルに忠誠の誓いを立てたとある。

他の多くの伝承は、ハーシム家の主だった人達が預言者の筋骨を引くアリーを預言者の後継者であると主張して譲らず、アリー自身もアブーバクルへの忠誠の誓いを拒んだとある。その後アブーバクルやウマルの説得により、アリーは40日後、または預言者の娘であり、かつアリーの子であるファティマの死後つまり六ヶ月後に忠誠の誓いを行なったともある。また、アブーバクルの説得に応じて、直ぐに忠誠の誓いを行なったともある。

様々なアブーバクルへの忠誠の誓いに反対する伝承が伝えられているが、アブーバクルのカリフ就任を力で阻止しようという動きは全く伝えられていない。また、賛成者と反対者の間でも何も武力衝突は起こってはいない。故に、たとえ当時アブーバクルのカリフ就任に反対した者が居たとしても、それは一時的なものであったことが伺える。

「全体の忠誠の誓い」

夜が明け、火曜日の朝、アブーバクルはウマルと一緒にモスクに入った。ウマルはアブーバクルに「どうぞ、説教台へ」と勧めた。

アブーバクルはアッラーの使徒の説教台へ向かった。その説教台は今まで預言者がその上からイスラーム教徒達に呼び掛け正道へと

導いていた場所である。アブーバクルは主人の居なくなった説教台へ上るために、恥じ入りながらも一步一步進んだ。しかし、説教台の2段までしか上ることができず、その2段目に座った。それ以上、上がることは彼自身許す事が出来なかった。預言者が座った同じ場所に座ることを自分自身許すことが出来なかったのである。

ウマルはアブーバクルが説教台に座ったのを見届け、人々の前で言った。

「アッラーはあなた方にアッラーの書を残されました。アッラーの使徒様はそのアッラーの書をもって導いて下さいました。あなた方がアッラーの書をしっかりと掴むならば、アッラーはあなた方を導いて下さるであろう。アッラーはあなた方の統治をあなた方の最良の人物に任せました。アッラーの使徒様の盟友であり、洞窟に預言者様と共に隠れ、共に聖遷された方です。まだ、忠誠の誓いをしていない者はすぐに、来て行なうように。」

人々は進み出て、アブーバクルに忠誠の誓いを行なった。これがサーイダ家の庇付き通路での忠誠の誓いの後に行なわれた全体の忠誠の誓いである。人々の全体の忠誠の誓いが終えた後に、アブーバクルは立ち上がり演説を行なった。群衆を目の前にして、アブーバクルが預言者亡き後初めて行なった演説である。

「人々よ、私はあなた方の統治者となりました。だが、私は決してあなた方の中で最も優れた者ではない。そこで、私が正しければ、私に協力して下さい。私が悪ければ私を正して下さい。真実は信頼であり、虚偽は裏切りです。あなた方の中の虐げられている弱い者は私の許では強い者です。その者に正当な権利を返します。あなた方の中で人々を虐げている強い者は私の許では弱い者です。私は彼から不当な権利を取りあげます。」

私がアッラーとアッラーの使徒様に従っている限り、私に従って下さい。私がアッラーとアッラーの使徒様に反していたならば、私に従う必要はない。さあ、礼拝に立ちなさい。あなた方にアッラーの慈悲がありますように。」

ムハージルーンとアンサールの忠誠の誓いが続き、すべての人々がアブーバクルに忠誠の誓いを行なった。(次号に続く)

研究会報告

【平成29年度第2,3回タフスィール公開研究会開催】

今年度第2回目のタフスィール(クルアーン解釈)公開研究会が、平成29年7月22日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は有見次郎イスラーム研究所客員教授でクルアーン第19章マルヤム章34～58節を解説した。第3回目のタフスィール(クルアーン解釈)公開研究会が、平成29年9月16日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は野村明史拓殖大学海外研助手でクルアーン第19章マルヤム章34～58節を解説した。

محتويات العدد

1. تقرير عن محاضرة إسلامية للأطعمة الإسلامية في المطعم العربية
أستاذ زائر لمعهد دراسات الشريعة : أرمي جبرو
2. ترجمة الفتاوى لمجلس العلماء الإندونسي
رئيس لجنة العلوم لمعهد دراسات الشريعة : موتو أيج
3. مقال : الخلفاء الراشدين (33)
مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
4. أخبار المعهد: الدورال ثاني والثالث لدراسات التفسير (سورة مريم)